



監事監査報告書

平成27年5月19日

社会福祉法人

稲城市社会福祉協議会

会長 石井 律夫 殿

監事 山川 常雄 

監事 岩藤 真実 

私たち監事は、社会福祉法第40条第1号および第2号並びに定款第13条第1項に基づき、社会福祉法人稲城市社会福祉協議会の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度における理事の業務執行状況および財産の状況について監査をいたしました。

この監査にあたって私たち監事は、定款第13条第2項に基づき、監査報告書を作成し、報告いたします。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令および通知、定款等に従い、当会の事業を正しく表示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財務諸表は、関連する法令および通知、定款等に従い、当会の財産、資産と負債の状況および収支を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不整の行為又は法令及び通知、定款等に違反する重大な事実はないと認めます。

以上